

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第70回）

日時 令和6年10月22日（火）13：00～14：53

場所 オンライン開催

1. 開会

○日暮新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会再エネ大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会第70回会合を開催します。

本会合は、オンラインでの開催です。トラブルやご不明点などがございましたら、事前に事務局より連絡させていただいたメールアドレス・連絡先までお知らせください。

それでは、山内委員長に、以後の議事進行をお願いいたします。

○山内委員長

山内でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入りますけれども、まずは、資料確認をお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

事務局です。

配付資料一覧のとおり、議事次第、委員等名簿、資料1 防衛省説明資料、資料2 防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応について、資料3 再生可能エネルギーの長期安定電源化について、参考資料1として岡本オブザーバー提出資料を用意しております。

2. 説明・自由討議

(1) 防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応について

○山内委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は2部構成にしたいと思います。1部が、議事次第にありますけれども、「防衛・風力発電調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応について」資料の1と2ですね。それから、二つ目の議題は、第2部として「再生可能エネルギーの長期安定電源化について」というものであります。それぞれ説明と質疑応答と、あと自由討論ということで進めたいと思います。

それでは、まず資料の1について、防衛省からご説明をお願いしたいと思います。よろし

くお願いいたします。

○勝谷運用基盤課長

防衛省運用基盤課長の勝谷と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは、説明を始めさせていただきます。

まず、自衛隊は任務遂行上、日本周辺の警戒監視活動のための警戒管制レーダーの運用、それから自衛隊の航空機の離発着に伴う飛行場の管制のためのレーダー、人工衛星と地上局との間の無線通信、その他いろんな形で電波を利用した活動を行わせていただいております。

風力発電の導入促進については、カーボンニュートラル実現のため、政府を挙げて取り組むべき課題だと承知してはおりますが、風力発電装置の設置場所や大きさ等の規格次第で自衛隊が使う電波の送受信に支障を来すおそれがございますので、我が国安全保障の観点から、自衛隊による電波利用について適切にご配慮をいただく必要があると考えております。こういう問題意識から、風力発電設備の設置者と防衛省が調整を行う仕組みを制度化させていただいたのが、こちらの防衛・風力発電調整法ということになります。

法律の概要についてご説明させていただきます。

まず、1枚目の資料が、制度の全体像に関する資料でございます。本法律の主立った内容は、一番下の箱の法律の概要の中に記載の3点に要約されるものでございます。

まず1点目、本法律に基づいて風力発電設備の設置者の皆様が、防衛大臣が告示で指定する陸上の区域内で風力発電設備を設置する場合に、工事の着手前に設置者から防衛大臣への届出を義務づけられることとなります。防衛省におきましては、この届出内容を精査した上で、届出に係る風力発電設備が、自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼし得るかどうかということを検討します。その上で、評価結果についての届出を3週間以内に設置者に連絡することとなります。

次に、2点目ですが、こちらの風力発電設備により、自衛隊等の電波の利用に障害を及ぼす場合の取扱いについてですが、防衛省が通知日から2年間を上限に設置者さんと協議を行うこととなります。この場合、設置者さんは、協議が行われている間は工事に着手することができないというふうに定められております。

3点目、防衛大臣と経産大臣は、本法の施行に際し相互に協力するという内容になっております。

次のページは、防衛大臣が告示で指定する陸上区域、いわゆる法律の中では電波障害防止区域と呼んでおりますが、そちらの区域の考え方について、空自の警戒管制レーダーの一例を紹介させていただいております。

まず、警戒管制レーダーは、我が国とその周辺の上空の状況につきまして、24時間体制での警戒監視を実施して、日本の領空に接近、進入してくる航空機等を早期に発見し、識別する、そういう機能を持ったレーダーでございます。レーダーと水平線で結んだレーダーの

見通し線、こちらを防衛省で定める高さの風車が超える部分を、電波障害防止区域として告示で指定することとしております。

したがって、断面のイメージ、上の半分の画像ですが、赤く示されているレーダーの近くだとか、あと、見通し線上にある山など標高の高い場所、ここに風車を建てた場合には、見通し線よりも頭が出てくる可能性のある地域、それから、最後に見通し線の先端に当たる沿岸部が指定されることが想定されます。

下半分の上空から見たイメージ、こちらを併せてご覧いただければ、レーダーの区域が黄色い円で表示されておりますけれども、そのうち、赤い斜線で示された区域、非常にごく限られた部分が届出を要する区域になるということがご理解いただけたと思います。

現在、こういう区域については、作業中のため、今お示しすることはできませんが、こういう考え方に基きまして、警戒管制レーダーや自衛隊側の管制を行う飛行場等、約60か所程度、日本全国にございますが、こちらの周辺で指定を行ってまいりたいと考えております。

最後の3ページ目ですね。こちら、手続の流れをイメージしたのを参考資料として用意させていただいております。冒頭に申し上げましたとおり、この法律は、さきの通常国会会期中の5月に成立・公布されておりました、施行日は公布後1年を超えない範囲で、政令で定める予定になっております。法律上の省令委任事項、例えば電波障害防止区域を指定する際に用いる基準となります風力発電設備の高さだとか、あと届出だとかの各種手続、こちらの細かいやり方について定める防衛省令というものが、法律上の委任事項として定められておりますが、こちら、現在検討中の状況でございます。今後、パブリックコメント等の手続を経た上で制定予定となっております。

今後、法律の円滑な施行のため、資源エネルギー庁さんと連携しながら、制度について周知を行うとともに、この法律の手続に至る前、すなわち事前計画策定の初期段階における設置者からの事前相談というものを実施しておりました、こちらは法律ができる前から防衛省でやらせていただいておりますけれども、この事前相談を引き続き実施してまいりたいと考えております。

防衛省からの説明は以上になります。

○山内委員長

続いて、資料2、これは事務局からご説明をお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

資料2に即して、ご説明いたします。事務局です。

1ページ目をご覧くださいますと、先ほど防衛省様からのご説明にもありましたとおり、この防衛・風力発電調整法の施行に関して、経産大臣、防衛大臣相互に協力するということとなっております。したがって、こうした調整法の施行に伴う再エネ特措法上の対応に

についても、この協力の趣旨に即して整理をしていきたいと考えております。

防衛・風力調整法では、指定区域内に陸上風力発電設備を設置する場合に、工事計画届出、下にフロー図が書いてありますけれども、環境アセス手続の評価書終了後のタイミングから着工前までに、防衛大臣への届出が義務づけられております。届出に対して、防衛大臣は防衛レーダーの影響の有無を事業者へ通知と。届出から通知までは3週間以内であることが法令で定められておりますけれども、影響がある場合、通知日から最長2年間、着工が禁止されるという状況でございます。

一方で、FIT/FIP制度では、環境アセス手続の方法書の着手時点で認定が可能となります。したがって、一般的な想定事業フローでは、この新法に基づくプロセスは、下のフロー図をご覧いただければと思いますが、FIT/FIPの認定から運転開始までの間に行われるということが想定されるフローとなります。このため、関係法令遵守の観点から、こうしたFIT/FIPの認定は、新法に基づくプロセスを適切に行うということを条件とする条件付認定とし、新法のプロセスが守られない場合には、FIT/FIPの認定取消の対象となるということを明確化してはどうかと考えております。

下に※を2点、書いておりますが、この条件付認定という手続であります。認定に当たって、認定しようとする事業計画の情報について、必要な範囲で防衛省に情報共有を行うということとしてはどうか。そして、懸念が示されるような場合は、FIT/FIPの認定と同時に、防衛省に事前相談を行うように、経産大臣としても行政指導を事業者の皆様に行うこととしてはどうかという点であります。

※の2点目ですが、最長2年間の調整期間、着工禁止期間については、新法の趣旨を踏まえて、再エネ発電事業者に対して、風力発電設備の設置等により防衛レーダーへの障害が生じるおそれを回避するという行動を促していく観点から、運転開始期限や失効期限との関係で、期限の延長は行わないこととしてはどうかと考えてございます。

事務局から以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。資料1と2をご説明いただいて、防衛・風力発電調整法の関係ですね。

それでは、これについて質疑応答、自由討議とさせていただきます。それで、発言ご希望はTeamsのチャットボックスで、こちらにお知らせください。こちらからご指名させていただきます。

いかがでしょう。どなたかいらっしゃいますか。松本さんかな。どうぞご発言ください。

○松本委員

私からは、資料2について、ちょっと1点、事務局にお伺いしたいと思っています。

この風力発電設備の設置などによって、防衛レーダーへの障害が起きるおそれを回避す

るための行動を促す観点から、期限の延長を行わないことについてなんですけれども、事業者の立場から考えますと、5年以上の環境アセスメントを経て事業計画を出す事業者にとっては、レーダーの障害になることを通知された場合、FIT/FIP期間が2年間短縮されることにもつながると思うんですけれども、風力発電の事業計画の予見性を低下させることになるのではないかと、ちょっと心配をしております。

そもそも開発リスクの高い風力開発において、事業者の開発ハードルを上げるのではないかと懸念するわけですが、この辺り、事務局としてどうお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、小野委員、どうぞご発言ください。

○小野委員

ありがとうございます。

今回の新法においては、自衛隊のレーダー等の無線通信に障害を及ぼすおそれのある場合、設置者と最大2年間の協議が持たれ、協議がまとまらない間は着工できないが、協議がまとまらなくとも、2年間経過してしまえば着工し、運転が可能になると理解いたしました。これは、防衛省資料に記載されている、第7条・第8条（概要部分）の括弧書きから読み取りました。

この点、仮に第三国の意を受けて、防空レーダーの無力化を狙ったような事業であっても着工を止めることができないといった、安全保障の観点からの問題があると考えられます。防衛省はいかがお考えでしょうか。

また、そうでなくても、レーダーに影響を及ぼすような案件で、協議が不調となって工事が遂行された場合、FIT/FIP制度に基づく支援を行うことが適切か、再エネ特措法上の扱いに関しても、よく精査いただきたいと思います。

一方で、適切に事業を営む事業者の声もお聞き取りいただきたいと思います。FIT/FIP認定及び防衛・風力発電調整法のプロセスの円滑な実施をお願いする次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、神山委員どうぞ。

○神山委員

神山でございます。

資料1、2の新法に係る再エネ特措法の対応についてでございますが、資料2の※の1点目の事前相談ですが、今も実施していただいているということなのですが、大変重要であろうと存じますので、この点、経産省ともご協力の上、重視していただきたいと思っております。

※の2点目でございますが、私は賛同させていただきます。新法の8条の2項では、これは小野委員も指摘された点なんですけれども、2年経過した後も、協議には応じなければならないんですが、工事そのものには着工できると読める規定になっております。その点からも、2年間対応せずに協議が調わないまま着工できる可能性というのが否めないことから、他の法令を遵守し切れないうまま、事業を継続するという点が大変懸念されるところでございますので、FIT/FIP制度の運転開始期限と失効期限の延長を行わないとする案には賛同したいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。

防衛上、重要な法令であるというふうに思いますし、同時に、当然、エネルギー安全保障の観点からも風力発電の重要性をどう調整するかという、そうした法令であるというふうに理解をしております。

その上で、二つご質問をさせていただければと思うんですけれども、恐らく調整の際に、特に適正な事業者にとって風力発電事業の予見性が高まる、あるいは、事業が促進をされる環境という点で、指定区域の設定の仕方が一つ鍵を握るというふうに思っております。

既に法令を基にご説明はいただいておりますけれども、もし差し支えなければ、どのような考え方であるところについて、既に整理がされているのかという点と、もう一つ、今回、法令の中に盛り込んでいただいております防衛大臣と経済産業大臣との間の協力規定は非常に重要だと思っております、これは要望でございますけれども、特にこの区域の設定に当たっては、両省、両大臣の間の適切な協議が行われるということを期待しております。

二つ目は、同様の事例というのは、恐らく諸外国にも同様の課題があるかというふうに思っておりますが、諸外国の対応について、もしお分かりのことがございましたらご教示いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

チャット上は高村さんまでですが、ほかにいらっしゃいますか。

それでは、幾つかご質問が出ましたので、まずは防衛省のほうからお答え、あるいはコメントがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○勝谷運用基盤課長

それでは、まず、小野委員からの悪意の第三国の場合についてはどうするのかというご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

基本的に2年の協議がかかるとなった場合に、工事には着手できないことで、通常の経済活動でそうした影響を避けるために、やっぱり防衛省との間で何らかの妥協を図るだろうというような話になると思いますし、それは届出の前に事前相談というのを設けておりますので、実態上は、まずその事前の相談を通じてリスクを明らかにしてもらうことで、実際に2年間調整が不調で、工事が止まってしまうような事態というのは回避できるのかと考えております。

その上で、そういう自衛隊の活動を妨害する目的で風力発電設備を設置するというような事例についてはまだ確認されておられませんけれども、そういうご懸念については、防衛省としては必要な情報収集を行う一方で、関係法令も踏まえながら、関係省庁と協力して適切に対応させていただきたいと考えております。

それから、高村委員の指定区域の設置の考え方についてですね。

基本的には、先ほどスライドの2ページ目でご説明申し上げたとおり、警戒管制レーダーとその水平線を結んだ見通し線というものを基準に、風車が見通し線から頭を出すことが想定される地域を指定する予定でございます。基本的には、警戒管制レーダーの付近や自衛隊の空港の近くなど、そういうところを60か所指定することになりますけれども、この内容については、後日、告示という形で世の中には公にさせていただくことになりますので、どういうところがそういう風車を建てることでリスクがあるのかということを示すと、そういうようなことを考えております。

高村委員から同じく諸外国の取組状況について聞かれておりますので、お答えさせていただきますが、アメリカとイギリスでは風力発電設備の設置者との協議を通じて、レーダー等に及ぼす障害を回避するための仕組みというものが導入されていると承知しております。

具体的に、アメリカの場合、風車を設置するときに影響評価を行う運輸長官が国防長官に対して、安全保障上の観点から意見聴取を行うということが法定化されておまして、そのプロセスの中で、国防省と設置者がレーダー等に及ぼす障害を回避するための解決策について協議を行うという仕組みが設けられているそうです。

それから、イギリスにつきましても、地方自治体が風力発電装置の承認権限を持っておりますけれども、国防総省に安全保障上の観点から意見聴取を行うということが義務づけられておまして、米国同様、そのプロセスの中で国防省と設置者が、レーダーに及ぼす障害を回避するための解決策について協議を行うと、このようなルールがつけられていると承

知しております。

以上になります。

○山内委員長

それでは、事務局からもコメントをお願いします。

○日暮新エネルギー課長

資源エネルギー庁です。

松本委員から、今回のこの調整法の手続が、事業者の予見可能性に与える影響をどう考えるのかというご質問をいただいております。

事業の予見可能性というのは、とても大事な点であるというふうに考えておりました、したがって、今回、防衛省さんからのご回答にもありましたけれども、FIT/FIPの認定のタイミングで、必要な情報を防衛省に情報共有を行うこととした上で、その時点で、防衛省から懸念が示されたような場合には、認定と同時に防衛省に事前相談を行うようにということをご指導していきたいと考えております。

防衛省からも、事前相談に応じていただくという形で、早い段階から事業者の皆さんは懸念について分かっていくというご回答がありましたけれども、そういう形で、法律の正式な手続が始まる前から、事前相談という形で事業者の皆さんの予見可能性を明確化していくという点を、法律全体の中で高めていきたいと考えております。

小野委員からのご質問、先ほど防衛省からの回答のとおりでありまして、再エネ特措法上は、関係法令の遵守という点を明確にしておりまして、関係法令遵守がされているものについては、再エネ特措法においても支援をしていきますし、反対に関係法令遵守がされていないものについては、交付金の一時停止であったり、認定の取消しなど、引き続き厳格に対応していきたいと考えております。

神山委員から、FIT/FIP制度の運転開始期限と失効期限の延長を図るかどうかという点をコメントいただきました。ご趣旨、そのとおりだというふうに考えておりました、事務局としても、事業者の皆様に対して、防衛レーダーの障害が生じるおそれを回避する行動を促していくという観点からも、こうした運転開始期限、失効期限についての延長は行わないこととしてはどうかと考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ほか、よろしいでしょうかね。

ということで、幾つかご質問、あるいはご意見をいただきましたけれども、基本的には特に今回の事務局提案は皆さんに受け入れていただけるのではないかと判断いたします。意見の中に、過度の規制にならないかといったものはありましたけれども、その辺はこれから

詳細の設計がされると思いますので、運用面でも防衛省と経済産業省とでその辺に留意していただくということによろしいかと思えます。よろしゅうございますかね。

ありがとうございました。

(2) 再生可能エネルギーの長期安定電源化について

○山内委員長

それでは、1部はこれで終了としまして、議事を進めますが、第2部の議論であります。これは長期安定電源化についての議論であります。

それでは、資料3と参考資料1について、事務局からご説明をお願いいたします。

○日暮新エネルギー課長

事務局です。

今回のテーマは、再エネの長期安定電源化。これまでも、この委員会でご審議いただいておりますが、その具体について審議を深めていただきたいと考えております。

2ページ目です。本日もご議論いただきたいテーマでありますけれども、再エネの主力電源化に向けて、長期安定的に事業を継続していくという重要性を踏まえながら、既設再エネの再エネ再投資や事業集約を促進していくということが重要だと考えております。5月に、この委員会でも、政府・事業者・事業者団体・関係プレーヤーなどの役割を明確化したアクションプランの案について、ご議論いただいたところでもあります。このアクションプランの中で、長期安定的に事業を継続できるプレーヤーについて、長期安定適格太陽光発電事業者として認定する仕組みを導入しながら、制度上の事業集約促進策を検討するということとしております。

では、本日の会合では、この長期安定適格太陽光発電事業者の要件と支援策についてご議論いただきたいと考えております。

これまでの議論の振り返りを簡単にしたいと思います。4ページ目です。

二つ目のポツですけれども、FIT/FIP制度の下で、2012～16年度に導入された事業用太陽光29GW、約47万件ございます。32年から36年度に、FIT/FIP事業の期間の終了を迎えます。単純計算では、我が国総発電電力量の3～4%という相応の規模に該当するところであります。事業への再投資を促しながら、長期安定電源の担い手、責任あるプレーヤーを育てていくことが重要ではないかと考えております。

5ページ目、我が国の特徴として、欧州と比べて低圧事業の割合が大きいという特徴があり、設備の所有者も分散、各地に独立して様々な小規模が存在しているという実態でございます。

6ページ目ですが、こうした低圧事業用太陽光について、東ねて所有するという事業者は少ない状況というのが分析からうかがえるところであります。

こうしたものについて、様々な要因、課題がございます。7ページ目ですが、この分散型構造に起因する課題として、集約後に地理的に離れた事業をまとめて管理していく必要が生じますが、件数に比例してコスト増であったり、1 MW級の電源1件の場合、約200万円程度のデューデリジェンス費用を要する例があったり、O&Mの関係でも、様々な発電所間での移動コストが費用増要因となる、いわゆる2時間ルールと呼ばれております電気主任技術者が監督する事業所まで2時間以内に到達するという監督の要件などもございます。

事業集約を考えていくことに対して、売手の課題、買手の課題、それぞれありますが、こうした課題を踏まえながら、どうやっていけばいいのかという点、全体像を3月に整理しております。構造的な課題として、左側に3点、記述しておりますけれども、売手側の課題、取引コスト、デューデリジェンスコストが大きいとか、一定規模以上の発電所において選任が必要とされる2時間ルールなどもありまして、管理コストも大きいなどの様々な売手側の課題、買手側の課題、それぞれあるという状況であります。

10 ページ目のとおり、こうした状況の中で、長期安定電源化に向けた関係プレーヤーそれぞれについて、アクションプランをつくっていかうということで、今年5月に具体的なアクション案を審議いただいたところでございます。

このうち、12 ページ目のとおり、事業の集約先、買手について適切なリパワリングなどビジネスモデルを確立しながら、購入した再エネ発電事業を長期安定的に事業継続させていくという重要性を踏まえて、こうした事業を継続できるプレーヤーとして、一定規模の事業集約にコミットメントを行うことなど、関係アクションを整備しているという状況でございます。

この辺は5月に一度お示ししたことで、重複を排除いたしまして、18 ページ目以降、長期安定適格太陽光発電事業者について、今回はその要件と支援策についてお諮りしたいと考えております。

19 ページ目です。概要になりますけれども、この長期安定電源化に向けて、次世代にわたって自律的な形で太陽光発電を担うことのできる責任ある主体について、長期安定適格太陽光発電事業者として経産省が認定することとしてはどうかということでもあります。多極分散構造とか、事業を効率的に運用していくことが期待されておりますけれども、地域との共生、国民負担の抑制を大前提としながら、事業集約や集約した事業の効率的な運用を促進する施策を講じていくこととしてはどうかということでもあります。

今回お諮りいたしますけれども、この適格事業者については、制度の活用状況や事業集約の進展状況などを踏まえて、制度開始後においても必要に応じて見直しを検討することとしたいと考えております。その上で、この適格事業者についての要件として、左側に3点、記載をしております。

地域の信頼を得られる責任ある主体であること、長期安定的な事業の実施が見込まれること、FIT/FIP制度によらない事業の実施が可能であることとあります。

適格事業者の支援策を4点記載しておりますが、詳細は後ほどご説明したいと考えてお

ります。この適格事業者は、下に※を書いておりますけれども、子会社等を通じた出資保有などの形態による事業実施も想定されます。

再エネ特措法上、20 ページ目のとおり、密接関係者ということで、このグループの一体性を判断しておりますが、こうした密接関係者の定義を踏まえて、適格事業者、一体性をもって捉えていきたいと考えてございます。

21 ページ目、要件の一つ目、地域の信頼を得られる責任ある主体であることであります。当然の前提として関係法令の遵守、言わずもがなというところでありまして、過去2年以内にF I T / F I P の取消実績がある場合には、認定を受けられないこととしてはどうかということでもあります。その上で、地域の信頼に関しまして、高いレベルでのガバナンス体制が確保されていることを求めたいと考えてございます。

これまで地域共生に関する取組として、様々な地域のご懸念がある中で、再エネ特措法を改正し、F I T / F I P 認定時の説明会等の実施を認定要件化し、さらに事業譲渡等に伴う事業実施者の変更等についても、その認定要件として、説明会等の実施を求めることとしてきてございます。今般、適格事業者については、F I T / F I P の変更認定時の説明会等について、ポスティング等による事前周知を求める対象となるという支援措置、後ほどご説明しますが、こういう点も踏まえたと、説明会を変更認定の要件としなくても、適正な事業規律が確保され、地域から信頼に足るプレーヤーであるということが要件となると考えてございます。

このため、社外の第三者等による企業経営の監視体制、法令遵守を担保する内部管理体制の整備など、厳格なガバナンス体制を求めることとしてはどうか。こうした点を客観的に確認するため、例えば自治体から一定の関与を受けていること、自治体の出資を受けていることを想定しております。また、上場企業であること、上場審査においては厳格なガバナンス体制についての確認がなされているという点を踏まえております。こうした要件を求めることとしてはどうかと考えてございます。

引き続き、適格事業者以外の事業者におかれましても、地域との共生の観点から変更の説明会等を実施することには変わりはありませんが、そうした手続を踏んだ上で、事業集約等の長期安定化に向けた取組が進んでいくということは、当然、期待されているということも併せて申し上げたいと考えております。

また、事業者によるコミットメントとして、地域との共生、保安の確保の姿勢のコミットメントという点の取組方針について、自社ホームページでの記載を求めることとしてはどうかと考えております。

また、二つ目ですね。長期安定的な事業の実施が見込まれることでありまして、ポツの二つ目ですが、一定規模以上の事業を集約し、集約した事業を含めて長期間にわたって事業を継続するということを求めてはどうか。この点について、一律の定量要件は設定しないこととしてはどうかとした上で、中期経営計画等において定量的な目標へのコミットメントを行い、そうした進捗状況に対する評価を、毎年度、自社ホームページで公表・フォローア

ップすることを求めることとしてはどうかという点であります。

3点目、FIT/FIP制度によらない事業実施が可能であることと、将来、再エネの自律的な導入・拡大を目指すということを踏まえて、こうした要件を求めているかどうかという点であります。

この点を客観的に確認するため、三つ目のポツでありますけれども、2017年度に入札制が導入されておりますけれども、競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業、2017年度以降の認定事業を念頭に置いておりますが、これの一定規模以上の実績を持っていることを要件としてはどうかという点であります。

この一定規模ということの具体的な閾値につきましては、5万kW以上としてはどうかと。これは、将来的に数十社の事業者を認定していくことを想定しつつ、機械的に名寄せを行いながら、事業実施規模を多い順に並べてみますと、上位50社目が認定容量が、おおむね5万kW程度となっているという点を踏まえてのものであります。この点も、冒頭に申し上げましたとおり、制度の活用状況などを踏まえながら、必要に応じて見直しを検討していくこととしてはどうかと考えております。

以上を踏まえると、適格事業者の認定要件、24ページ目のおりでありまして、この四角囲みの中を全て満たしていただくこととなっております。

その上で、施策として25ページ目以降、記載をしております。三つ目のポツですが、適格事業者は、多極分散構造にある太陽光発電事業を集約し、そして効率的に運用していくと。積極的な事業集約・リパワリングなどの実施が想定されているところであります。

四つ目のポツですが、認定の要件として、地域との共生を図りながら長期安定的に事業を実施できるプレーヤーということがあらかじめ確認された主体であり、地域の住民と適切にコミュニケーションを図ることが期待できるということでもあります。

こうした点を踏まえ、適格事業者、また、その密接関係者となる事業者が重要な事項に関する計画の変更を行う場合、50kW以上の電源についても、説明会の開催までを求めることはせず、ポスティング等のその他の手法での事前周知を認めるという取扱いとしてはどうかという点であります。

26ページ目は説明会の実施、27ページ目は説明会の再エネ発電事業者の範囲について記載をしております。

28ページ目、施策の2点目ではありますが、2時間ルールについてであります。二つ目のポツではありますが、電気主任技術者制度では、保安管理を一体的に行う場合には、一人の電気主任技術者が複数の事業場の管理を行う統括制度が許容されているというところではありますが、現行の運用では、保安の責任主体が異なる場合には、一体的な保安管理は困難という考え方の中で、原則として設置者が異なる事業場間での統括制度の利用は認められていないという状況でございます。

4点目ですが、適格事業者について、関係法令遵守、適格なガバナンス体制などを基礎として、グループ全体として保安の確保に関する取組方針がコミットされていることを踏ま

え、その範囲に限って設置事業者が適格事業者、その密接関係者となる事業者である事業場の間においても、統括制度の利用を許容することとしてはどうかという点であります。

29 ページ目、統括制度の概要を記載してございます。

30 ページ目、施策の3点目であります。再エネ特措法では、太陽光パネルの更新・増設を行った場合、追加投資部分にのみ最新価格相当を適用するという新ルールを今年の4月から適用しているという状況でございます。その際、増設分のパネルの廃棄等費用について、一定の不足分が出ますけれども、この不足分は、増設の際の変更認定時に一括して原則外部積立てを行うということとしております。他方で、適格事業者は、事業集約をしながら長期的に事業を運営していく中で、積極的なリパワリングなどの実施が想定され、期待もされるという状況でございます。

認定要件として、法令遵守、厳格なガバナンス体制等を基礎としながら、グループ全体としてのパネル廃棄を含む地域共生の取組方針がコミットされていることを踏まえ、この増設分の廃棄等費用についても、確実な積立てがなされることが想定されるということであり、こうした点を踏まえて、適格事業者やその密接関係者となる事業者について、増設の際、一括積立てを行うことは求めず、変更認定時から積立期間の終了までの期間にわたり、必要な額を積み立てる運用としてはどうかという点であります。

最後に32 ページ目、施策の4点目であります。長期安定電源化に向けて、売手が分散をしているために、事業を売却したいと考えている者を特定して取引交渉を行うことが難しいという点が課題として挙げられております。

こうした点を踏まえ、FIT/FIP制度に基づく定期報告により、FIT/FIP終了後の事業計画の計画の概要についても報告を求めた上で、事業の売却を希望する者を公表すると。同意をいただいた方に限りますけれども、予定をしております。

その際、適格事業者について積極的な事業集約、安定的な運営が期待されているところではありますが、公正な競争環境の確保には当然に留意しながら、事業の売却希望を公表するに当たって、その同意の下で一般への公表に先立って、適格事業者に先行して情報の公表を行うこととしてはどうかという点であります。

資料3の説明は以上であります。

その上で、本日ご欠席の岡本オブザーバーから、参考資料1として、資料へのコメントを頂戴しておりますので、ご紹介したいと思います。

資料3、今回整理した適格事業者の認定の三つの要件は、いずれも重要な要件であり、賛同します。

一方で、太陽光など再エネの長期安定運転の観点からは、需要サイドの取組も極めて重要と考えています。変動電源である太陽光の電気をできるだけ地域で使った上で、顧客の利便性につなげていくための需要サイドのイノベーションとなります。

想定しているものは、分散型コンピューティング、モビリティ、ヒートポンプの需要創出であり、フレキシブルな需要として活用できれば、太陽光を有効活用、出力制御を最大限低

減するとともに、AIによる自動運転で、お客様の利便性も向上できると考えています。

特に、需要サイドでのイノベーションの早期実現という観点から、ヒートポンプは既に「おひさまエコキュート」という商品が普及し始めており、自家発電自家消費だけでなく、再エネの地産地消の促進にも活用できるように、クラウドとの連携方法を若干修正することで、技術的には早期対応可能であると考えられます。

現在、エコキュートは、年間で70万台、消費電力90万kWの調整可能な需要を増やし、その需要によって再エネ出力制御が抑制される効果は、CO₂削減量で年間15万トンに相当することから、データセンターの分散化とともに早期に取り上げていただくことを期待しますという点、ご意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、資料3ですね。長期安定電源化について、一定の認定を与えるような制度を作ろうというものであります。

先ほどと同じように、チャットで発言希望、こちらにお知らせください。こちらからご指名させていただきます。

どうぞ江崎委員、ご発言ください。

○江崎委員

どうもありがとうございます。

基本的に、この方向は積極的に進めるべきだと思っておりますが、2点ございまして、1点目は、21ページあたりに関係するところにありますけども、特にガバナンス体制が書いてあるところで、これはやはり物すごくサイバーセキュリティのリクワイアメントというのは、まさに需要側のアクションが関係してくるということで、当然、電力の供給側に対するサイバーセキュリティの対策に加えて、需要側、それからその中間に属するアグリゲーター等でのサイバーセキュリティ対策が必要であるということは、これ、実は今日の午前中にエネ庁の電力サブワーキンググループでの議論の中でもこの話は出てきておりまして、やはり全ての電気に関係する事業者に対して、しっかりとしたサイバーセキュリティ対策が必要であるとともに、これは単体の企業だけじゃなくて、サプライチェーンとしてのものが必要になると。

特に、Tier 1に象徴されるような大企業に加えて、小規模の、Tierの下のほうにいる人たち、中小企業に関しても、その対策はプロダクトと、それから会社のガバナンス、両方について必要になってくるということになりますので、ここはしっかりと行わなければならないということは、エネ庁の中でも連携をしつつ、こういう文章の中には、しっかりとサイバーセキュリティ対策というのは非常にクリティカルですので、入れたほうがいかなと思いました。

それから、28 ページは、特に主任技術者等というのが、基本的には人を中心にしたアナログ前提の規制から出てきているものになっていると。もちろん短期的には、ここに書いてあるようなことで対応するというのは大変リーズナブルかとは思いますが、当然ながらデジタル技術を使ってこの問題を解決していくということに関しては、法令の見直しということも当然入ってくるということになるかと思えます。これは、デジタル庁の帽子を私がかぶれば、これは積極的に政府としてもやっていきたいと、やっていかなければならないという問題意識でございまして、この関係する方々に関しては、当然デジタル技術を使っていくということを前提にした場合に、変更するべき規制があれば、ぜひご提案をいただいて、これをどう進めていくかということも、経産省とデジタル庁等で連携して進めていくということが、この利用を継続させているということに関しましても非常に重要であるし、ここからの経営的な効率化ということに関しても非常に重要であるというふうに考えます。

以上、2点でございまして。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

続いて、長山委員どうぞ。

○長山委員

ありがとうございます。

本制度については提案を支持するものなんですけれども、以下、数点コメントがあります。

24 スライドで、認定要件なんですけど、前に太陽光発電設備の廃棄等積立制度の議論でも同じような議論がありまして、長期安定発電事業ができる優良事業者とされた事業者は、外立ではなくて内部に留保することができるということが2022年度から始まったと聞いております。

しかしながら、毎年、積立額の計画と実績の公表などをしなければいけないので、結局手間暇がかかってしまうということで、これを選択しない事業者が一定程度あるということを知っておりますので、要は、あまり認定要件を厳しくして、特にガバナンス体制のところをかなり細かくし過ぎると、この制度で認定を受けたくないという事業者もいるかもしれませんので、この辺のところは事業者とよく相談をして、バランスよく決めていただけたらと思います。

あと、21 スライドの一番下のところで50MW以上の実績というのが入っているんですけども、本審議会でもよくヒラソル・エナジーという東大さんのスタートアップ企業が100年ソーラー構想というのをされていると思うが、そういったスタートアップ企業でも、例えば50kWの案件を20件束ねて1MWにしていくとか、かなりチャレンジングな事業をしているところもありますので、規模で設定するというのはちょっとどうかなというふうに思います。

あと、自治体の出資があったほうがいいというのもあったかと思いますが、これも最近、こういう自治体新電力がたくさんあって、でも、つくっても結局コンサルに丸投げして需給管理を任せているというところもあるので、必ずしも自治体の出資があればいいというのではないかなというふうに感じております。

次に、22 スライド目なんですけれども、22 スライドの認定要件で、集約した事業の事業継続を求める期間とありますけれども、事業継続の定義を明確にする必要があると思います。つまり、買い取った発電所の大半の持分を売却し、運転管理を請け負っているという形も、最近増えていると思うんですが、これを事業継続として認めるのか、それとも、これら発電所の持分の保有まで求めるのかといった定義をすることが必要であると。

また、23 スライドの認定要件についても同様で、3 ポツ目で一定規模以上の実績というのは、開発して売却する形なのか、それとも長期保有が条件となるのか、ここら辺の定義をしっかりといただく必要があると思います。

あと、スライド 32 のところで、これは質問になるかもしれないですが、事業売却希望者情報を先に認定事業者に当てるとするのは、これは結局、先行的に相場をつくるという意味なのか、先に情報を与えたからといって売主側が売るとは限らず、売主側はできるだけ高く売りたいので、結局広く公表されるのを待って売ると思うんですよね。したがって、この先行公開のメリットというのがどこにあるのかというのがちょっと分からなかったです。

あと、最後なんですけれども、本件と関係ないかもしれないんですが、本制度によってある程度の集約化は進むと思うのですが、やはりいいかげんに開発されている案件というのは残っているんですね。例えばフェンスが設置されていなかったり、整地が不十分であったり、そういったような案件は誰かがお金を出して土木工事をして、経済性が出るような形にしても売らなければいけないと。その費用をどうするのかといった問題が残るので、こういった最後に残ったものに対する対応をどうするのかということも今後考える必要があると思います。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、神山委員、どうぞ。

○神山委員

ありがとうございます。神山です。発言させていただきます。

資料 3 の「長期安定適格事業者認定制度」に賛同させていただきます。イメージしづらかったんですが、23 スライドで、将来的に数十者の認定を想定されているということから、1 都道府県に一つというレベルではなくて、全国的な、またはそれに類する規模での集約を担えるような優秀、かつポテンシャルの高い事業者というのを認定していく制度と考えて

おります。

ですので、全国的規模、またはいろいろな規模の事業の集約にも裨益する存在であるというふうを考えておまして、賛同させていただきたいと思います。

その点でも、28 スライドのいわゆる 2 時間ルール of 緩和や弾力的な運用、そして 30 スライドの積立金を一括ではなく終了時までとすることにも賛同したいと思います。

このように捉えたときにですが、細かい点も含めて二つほど申し上げたいと思います。

1 点目に、21 スライドで過去 2 年以内に F I T / F I P 認定の取消実績がある場合というのが、認定されない、認定を受けられないという条件で上がっているんですけども、実際の執行体制を考えますと、なかなか取消しにはなりませんので、それを考えますと、優良事業者の条件とするなら、例えば 1 年以内に交付金の一時留保措置がある場合でもよいのではないかと考えております。

また、こうした認定制度は、最初の審査のときが一番適正に規律を守っている状態で、その後、どうしても法令遵守が次第に滞るといような傾向がございます。そこで認定されるのも難しく、かつ認定され続けるためにも、適正に規律を守っていただき続けるような要件というものを設定していただきたいと思います。要するに、認定もなんですが、認定後の認定事業者の質の維持、質の担保というのにもご留意いただきたいと考えております。

2 点目です。そうした優良な認定事業者には、積極的に集約しやすい仕組みというのを提供して、かつ集約に経済合理性があるところだけではなくて、幾分難しいポイントがある事業者というのを集約していただくような、社会的責任というのを担っていただくとありがたいというふうには思っています。具体的には 22 スライドにございますように、低圧の集約が課題になるかと思っています。

そこで、32 スライドなんですが、事業売却希望者情報の先行公開というのがございます。事業者同士は「民一民」の関係ですので、こうしたプラットフォームを利用しなくても直接交渉ができるにもかかわらず、先立って情報を得られるというのは大きなアドバンテージだと私は思っています。

ですので、こうした優良な認定事業者に積極的に集約してもらうための仕組みの構築という意図も分かるんですけども、他方で、ここで適格事業者から声がかからないような、いわゆる経済合理性にかなわないようなところへのケアというのにも必要になりますので、一層こうしたプラットフォームを、先んじて利用できるメリットとともに、一定の低圧や発電効率はよいけど、何らかの課題を抱えるような事業などの集約の割当てといたしますか、規模別の組合せのようなものを課すことも検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、松本委員、どうぞ。

○松本委員

ありがとうございます。

私からは、2点、申し上げたいと思います。

長期安定的に再エネ発電事業を継続できるプレーヤーについて、適格事業者として認定する仕組みを導入することには賛成はいたしますけれども、2点、コメントします。

まず、9ページなんですけれども、再エネ長期電源化に向けた事業の集約に当たっての課題についての議論ですけれども、FIT期間が終了しても、発電事業が安定継続し電源として維持されることが重要だと思っております。つまり、FIT終了後の電力の安定的な買手の存在が事業を維持するための前提になるわけです。この場合、分散した電源の電力を集約して、小売事業者に卸供給する発電アグリゲーターの役割が重要になると思っております。FIT移行した電源をアグリゲーターが電力を集約し、それを地域新電力などに安価な電源として供給するといった事例も既に出てきていますので、このような地域還元型の事業モデルについても例示してはいかがでしょうか。

もう一点は、23ページですけれども、適格事業者として認定されるためには、競争的な環境の下で実施されている太陽光発電事業の認定要件が5万kW以上の実績があることと規模要件になっておりますけれども、どのように再エネを長期に生かすかという視点が抜けているようにも思われますので、地域や自治体との連携についての実績などの要件は入れるべきではないでしょうか。

再生可能エネルギーは、地域利益還元型に転換していかないと増やせないと思っております。地域利益還元型の取組として、例えば集約した発電所の電力をFITや卒FITとして一定程度地域に供給することもできると思います。

メガソーラーで自然が壊されると地方での反発の声も強まっておりますので、地元の人に寄り添った事業モデルが大事だと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。

次は、岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

はい、岩船でございます。ありがとうございます。

私も基本的には、この適格事業者の認定という方向性に異論はございません。

やはりもちろん規律ある事業者に集約してほしいというのは、私も思いますけれども、ただ、この認定がどれくらい要件として厳しくて、どれくらいメリットがあるのか、このバラ

ンスで、想定するような動きやうまく集約ができるかどうかというのはかなり難しいかなという気もしております。つくったはいいけれど、あまり認定を取りたいと考える事業者がいないというような可能性もなくはないと思いますので、その辺りはよく情報を収集して認定の厳しさとメリットのバランスを見極めて、ぜひ制度をつくっていただきたいと思えます。

その中で、1点、私が申し上げたいことは、22 ページです。

先ほど、神山委員からもお話があったんですけども、やはり今、日本の太陽光の問題を考えると、5 ページにも資料がありましたけれども、やはり低圧の集約をどう進めるかというのがかなり大きなポイントだと思っております。もちろんそれだけを集約するというのが、なかなかうまくいかないというのも理解はできるんですけども、やはりそこをどうするかというのが、今回適格事業者を認定しようということの一つの理由だと思っておりますので、今の中では、低圧の集約というのは義務にはなっていない。一定程度それを含めるというのは義務にはなっておらず、基本的にはコミットメントしてもらおうというようなことなんですけれども、私はやっぱり一定程度低圧も集約の中に入れるというようなことを一つ制約として入れることが重要ではないのかなと思いました。でないと、大きいものだけ、基本的に経済合理性の高いものだけが集約して終わりということになりかねないような気もしております。私は、最終的にコミットメントだけでは少し弱いのではないかと思います。

今回のもともとの趣旨から照らし合わせると、やはりその低圧というのを一つマストに入れ込むというのは、私は重要ではないかと思えます。

もう一点は、これも長山委員からお話があった5万kWという基準に関して、スタートアップさん等への配慮、そこから何か新しい動きが出てくる可能性もありますので、そこはやっぱりもう少し丁寧に見ていただきたいなと思いました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次は、桑原委員ですね。どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。

事務局案の取りまとめをありがとうございます。私も基本的に事務局案の方向性に異存はないのですが、その上で何点かコメントをさせていただきます。

まず、21 ページの適格事業者の要件について、事務局案にある法令遵守、ガバナンス、コミットメントの要件を課すこと自体は異存ないのですが、その具体的な要件、認定の条件という観点で申し上げます。

1 点目の関係法令の遵守等について、先ほど神山委員からのご指摘もありましたが、私も

FIT/FIP認定の取消実績がある場合というのは、認定取消までいくというのは、相当悪質性が高く、あまり事例も多くないのではないかと思いますので、もう少し要件に工夫が必要ではないかと思います。神山委員もおっしゃったように、交付金の一時停止措置の対象となっているような場合もそうですし、是正勧告が出されているが対応未了のものがあれば、そうしたところも考慮に入れていく必要がないかご検討いただければと思います。

次に、2点目のガバナンス体制等についてです。

事務局案を拝見すると、上場企業は上場審査において厳格な確認がなされているということで、上場企業であればよいということになりそうですが、実際のところ、上場企業といっても規模やガバナンス体制も様々ですし、上場審査を通ったからガバナンスが継続して機能しているということにもならない可能性があると思います。

それから、大企業になれば事業規模も大きく、また様々な事業を行っているので、当該上場会社のガバナンス体制が整っているからといって、今回の認定事業の対象となる再エネ発電事業そのものに目が行き届くとは限らないように思います。もう少し条件を厳しくして、上場企業だけでなく、上場企業で、かつ、再エネ発電事業について社外の第三者等のモニタリング機能が働くような体制を整えている場合、例えば社外の有識者を含めたこの再エネ事業に関するアドバイザリーボードみたいなものが設置されていて、そこに一定の報告がいくような体制になっているなど、そうしたことも要件として追加していく必要がないか、ご検討をいただければと思います。

それから最後に、32ページの事業売却希望者情報の公開についてです。

売却希望者が希望するのであれば、適格事業者への情報の先行提供や、あるいは一般的な公表を行うといったことは考えられると思いますが、こうした情報を開示していくに際して、具体的にどういった項目の情報を出していくのか。買手がそれを見れば、初期的な評価を行って、次の段階にいくかどうかをある程度検討できるような、そういう情報が出るようなフォーマット等を整えて開示されるようにし、買手候補が効率的に検討しやすくなるなどの工夫の余地がないかと思います。また、売却希望するのであれば、買手側から求められるデューデリジェンスで一般的に出さなければならないような情報のリストというのは、あらかじめ示して準備しておくようにするといったガイダンスも出していくことで、効率的な案件形成が進むようにご検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

これまで小規模のパネルが大量に分散配置されていたものを、この機会に運用上集約していくという方向性というのは、私は大変重要なものだと思います。

そうした点で、今回ある意味で運用の継続性と、なるべく長期にやっていただくということというのは重視されるべきだと思いますし、また量も重要なんですが、どちらかというところ、採算性のあるものだけクリームスキミングされると、そもそも公共的な意図もあることを考えてみると、面的、あるいはDXだと必ずしもつながっている面である必要はないかもしれませんが、採算性が若干微妙なものも併せて、ある程度袋で運営していきながら、全体として採算性が取れるというふうな形の制度になることが望ましいなと思っています。この辺り、若干制度上工夫していただくようなことなど可能であれば、素晴らしいことだと思います。

2点目ですが、不要な説明会をする必要はないとは思いますが、これがメリットになるのであれば、私は、それはそれで重要なことだと思います。

他方で、この適格事業者が十分なリューデリジェンスができなかった、あるいはその他やむを得ない事情で、事故物件というところであれですけれども、若干トラブルがあるような物件を受けてしまった場合に、それというのは、やっぱり地域との関係を再構築せざるを得ないような事態というのも生じ得るのかなというふうな感じもします。そうした点も、多分読み込んだ上での、この政策の①ということになるのかなというふうに思いました。

あと、最後の点ですけれども、情報の先行公開とありまして、私がある意味でこれをしていただくことが重要だと思っているのは、これはみんなが一斉に問い合わせるんだと思いますけど、先着優先で押さえたいけど動かないとか、今の送電線の話でも同様の論点がありますけれども、先着していろいろ手をつけて空押さえするみたいなことがあるよりは、なるべく全体最適な形で、この制度を運用されることが重要だなと思っています。

そういう意味で、結局これは民民の話になってしまうので難しいですけれども、なるべく一定の期間的猶予を設けながら、市場メカニズムの中でだと思えますけれども、なるべく効率的な運営が可能になるような形で事業者のすみ分けをできるといいなと思っているという次第です。

はい、ありがとうございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

その次、小野委員、どうぞご発言ください。

○小野委員

はい、ありがとうございます。

今回提案いただいた事業集約の方向性、長期安定適格太陽光発電事業者の要件と支援策に関して、違和感はありません。

1点、施策②として、適格事業者に対しては、電気主任技術者が複数の事業場の管理を行うことができる、統括制度の利用を許容する案が示されております。今回の提案では、法令遵守や厳格なガバナンス体制という形式的な要件を満たすことを条件に、適格事業者に対して、出資先の他の発電所の保安に関し、統括制度の利用を許容するものと理解しております。こうした技術要件、保安要件については、遠隔監視や遠隔操作といった技術を活用したスマート保安体制を構築できる実態面を要件として、規制緩和を検討していくことがあってもよいと考えます。

電気主任技術者の高齢化や人材不足に直面する中で、今後、再エネ発電事業者が出力抑制を含むオペレーションを効率化、高度化していく観点から、保安関連の部署とも連携して検討いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次は、高村委員、どうぞ。

○高村委員

はい、ありがとうございます。

今回の適格発電事業者の制度の方向性については賛成をいたしますが、既に委員からも出ているように、やはり幾つか制度の作りつけのところで、さらに検討をいただけないかという点を大きく2点申し上げたいと思います。

一つは、スライド21にある責任ある主体で、ちょうど直近、桑原委員が同趣旨のご発言をされましたので、繰り返しません。関係法令遵守等の要件の設定のところで、私も上場企業も様々ですので、イコール内部統制がしっかり整えられていると、それが維持されているということには、必ずしも保証されるものではないので、何らかのやはり上場企業であるだけでない追加的な要件が必要だというふうに思います。

大きな2点目は、今回長期電源化の観点からの施策だと思えますけれども、同時にこの提案の中にも端々で折り込まれていますけれども、いかに地域共生型で地域にとってはメリット、プラスに感じられるような再エネ事業をつくっていくかというのが、再生可能エネルギーの導入の拡大には、今は非常に重要になっていると思います。

その上では、その要件化が多分難しいと以前もありましたので、そういうことかなと思いつつも、やはり地域、自治体が主体となった地域における発電事業者について、おこした案件の集約をしていくような機会を閉ざさないということが非常に重要だというふうに思っています。これは岡本オブザーバーの意見のご紹介がありましたけれども、基本的に自治体、例えば主体の発電事業者、あるいは自治体が出資した発電事業者の地産地消型の発電事業を展開されているケースが多いかと思いますが、これは需要サイドの対応にもつながって

くるかと思えます。

今回、ご提示いただいている要件ですと、皆さんからもご指摘はありましたが、スタートアップの文脈でもございましたけれども、特に地方自治体が出資しているようなタイプの事業者で、ここで設定されている2017年以降のFIT/FIP案件、5万kW以上というのはかなり高い閾値だというふうに思います。

他方で、こうした地域でつくられた事業者について、相対的に事業規模が小さくても、例えば地域に放置されてしまうような低圧案件も含めてしっかり集約をしていくという、ある意味で地域の社会課題に対応していただける可能性もあると思っております、その意味でこうした地域、あるいは自治体が主体となっている発電事業者の取扱いについて検討をいただきたいというふうに思います。

適格発電事業者の要件を、例えば一定の条件を満たした地域主体の発電事業者について適用するというのも一つのやり方だと思いますし、あるいは先ほど日暮課長からも、つくった上でさらに追加的、あるいは見直しをしていくということでしたので、そうした追加的な地域型の発電事業者向けの枠組みというものを何かおつくりになるのもいいかと思えますけれども、いずれにしても趣旨は、地域、特に自治体が主体となっているような発電事業者について、その役割を発揮していただけるような形に、この制度を使ってつくっていただけないかという点であります。

それに関連してなんですけれども、4番目の施策、適格発電事業者への施策のところ4番目にあります事業売却希望者情報への先行公開です。これはいろんな効果についても賛否といたしまししょうか、評価が分かれるというのは、本日伺って思いましたけれども、こちらでも留意していただきたいのは、仮にご提案されている仕組みを動かすにしても、先ほど申し上げました地域、自治体が主体となった事業者が、その地域の案件を集約していくことの価値というのは、大きいと思っております。もう繰り返しませんけれども、地域のそういう発電設備を、ある意味で地域外の事業者が大きく抑えていくという形が、地域共生型の再エネの展開というところにうまくフィットしていくのかということも思っております、そういう意味で、地域、自治体が主体となった事業者が、その地域の案件を集約していく可能性を閉ざさないような施策の運用をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、次、村上委員どうぞ。

○村上委員

はい、ありがとうございます。

私も地域の信頼が得られる責任ある事業者を適格発電事業者として集約していく制度に

まずは賛成したいと思います。

大きく二つ質問を準備していたんですが、今、高村先生がおっしゃったこととかなり被ってくるんですけども、ちょっと問題意識だけ共有させていただきますと、まず、認定要件③について、5万kW以上というのが適切かどうかというのは、私には判断できる専門性は持っていないんですけども、地域の事業者がその地域の電源を束ねていくというケースは、とても望ましいことだと考えておりまして、その際に、この5万kWというのが、そういう方たちが集約していくことの阻害にならないかどうかというのが気になりました。

また、先行公開については、エリア単位での近郊にある地域の事業者が、例えば優先的にアプローチしやすくなるといったようなデザインも可能なのではないかなと思っていましたんですけども、これも趣旨としては、今、高村先生がおっしゃったことと同意で、そういう可能性をぜひ維持できるような仕組みにしていいただければと思います。

2点目は、課題として、デューデリジェンスに関するコストが示されていたところですが、今回の支援策では、その点に関しては特にカバーされていないように感じました。この点は何かご検討されていまして、お教えいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次は、五十嵐委員ですね。どうぞ。

○五十嵐委員

はい、ありがとうございます。

私も既設再エネの長期的、安定的な事業継続のための今回の長期安定適格太陽光発電事業者に関する制度の導入、この趣旨自体に対しては賛成いたします。

ただ、今回の制度が事業者の参画を後押しして、サステナブルな内容としていく必要があると思っておりまして、事務局資料の24ページに認定要件をおまとめいただいておりますが、そこについて幾つかまずコメントをさせていただきたいと思います。

責任あるプレーヤーに任せるといった観点からの①、ここの法令の遵守につきましては、既に神山委員、桑原委員、高村委員、ほかからも具体的な代案が出てまいりましたけれども、全く私も違和感ございませんで賛同いたします。

ガバナンス体制につきましても、目安として要求していくことについては全く異論ないのですが、やはりここも他の委員もご指摘されておられましたとおり、具体例として資料に掲げられている地方自治体からの出資でありますとか、上場企業といったここの観点についてはもう少し見直しが必要かなと思っております。上場企業だからといって、今回のミッションを遂行するためのガバナンス体制かどうかというところは、また違う局面が必要といったご意見もございましたが、逆に今回の参加事業者を国内事業のみに限定する趣旨で

もないと理解しておりますので、この上場企業という要件をマストにするのか、あるいはそこを少し組立てを変えるのかといったあたりも含めて、ご検討いただければと思います。

②の長期安定的な事業の実施が見込まれることというところでは、こうした認定要件を一定範囲に厳格化することは必要であろうとは思いますが、そもそも今回の売却希望案件として、どの程度のものがどの程度の数が出てくるのかといったところは、不透明な状況かと理解しております。

事務局の資料の23ページでは、数十者程度の事業者の参加を想定しているという記載もございますけれども、もしお差し支えなければ、この数十者ぐらいの参画が見込まれるとお書きになっている何かバックグラウンドですとか、ヒアリングをなさった結果であるとか、あるいはこういった事業者の方々が関心を示されているのかですとか、お伺いしたいと思います。

なぜそのようなことを申し上げるかと申しますと、今、村上委員からもご質問がございましたけれども、やはり今回、主に小規模の低圧の事業が対象になってくると思っておりまして、そうしますと、従前からの指摘されておりますとおり、デューデリジェンス費用の負担というのが、全く現実的には無視できないだろうと思っております。

これはまた日本固有の、日本プロパーの課題でもあると理解しておりまして、こういったデューデリ費用などの取引コスト、あるいは管理コスト、ここに関しては主任技術者の2時間ルールとの緩和でありますとか、複数のSVPなどを使って、複数の場所で活用が、利用ができるといった工夫がなされているようではありますけれども、こうした諸々のコスト、さらに以前の大量小委でも若干議論になったかと思っておりますけれども、盗難リスクや不法な備品マーケットなどがあるといった問題もございますので、本来ここは国の法律として、盗難対策などは対応するべきだと思いますが、こういったリスクもあると存じます。

加えて、地域共生は、非常に重要なオブジェクティブではございますが、逆に地域とのトラブルというところは、事業者サイドから見えにくいといった制約もあろうかと思っております。こういった諸事情を考えますと、今の数十者程度の事業者というのが実際に本当にご関心を持たれているのかなというところが素朴な疑問としてございましたので、事務局からご説明がいただけると幸いに存じます。

長期安定的な事業の実施が見込まれることという、先ほどの資料24ページの認定要件に関しまして、一定のコミットが必要というところは賛同いたします。

ただ、事業の危機管理についてはよろしいかと思うのですが、事業の以後に関してプレッジと申しますか、こういった形でのコミットを課すことが実際にワークするのかと、どのような売却希望案件が出てくるのか全く見えない中で、集約していく今後の規模についてコミットが果たして現実的にできるのだろうかといったところが疑問に思っております。

こうした日本固有の低圧小規模を集約して長期的に使っていかなければいけないといった課題を、どうやって費用負担を分担していくのかということをお考えしたときに、分野は

全く別なのですが、数年前にマネーロンダリングの関連で、スクリーニングと申しますか、経済制裁の対象者のスクリーニングも含めてですけれども、そういったコストを、例えば地銀さんですと、自前で賄うのがなかなか厳しいということで、デジタル的な技術も活用をしながらシステムの共同化でプラットフォームとして国のほうでもある程度サポートをし、あるいは銀行の協会のほうでもサポートし、といった試みがあったかと思えます。ある程度の範囲においては、国のほうでのサポート、コストに関する負荷といったところ、見えづらさといったところ、何らかの工夫ができないかということも、併せてご検討いただけるとよろしいかと思いました。

その意味でもあるのですが、今回の長期安定適格太陽光発電事業者の制度につきましては、来年度からの開始と申しますか、そこを目指すという方向性と理解しておりまして、これは恐らく既設の再エネの活用という意味で、廃棄リサイクルに関する施策と両建てなのかもしれないというふうには推測しております。しかし、実際にこういった売却希望案件が出てくるのが2032年頃以降という時間軸ですので、拙速に始めていく必要があるのでしょうか。もちろん途中で運用を見ながら見直していくということもご記載いただいておりますけれども、その辺りの時間軸についても事務局のお考えをお伺いできればと思います。

認定要件につきましては以上でございまして、施策4点につきましては、基本的にいろいろ工夫していただいております、異存ございませんが、若干だけコメントさせていただきたいと思えます。

まず1点目の住民説明会の取扱いでございますが、説明会の開催についてポスティング等の簡便な手法で代替すると、こういった施策は非常に歓迎すべきだと思います。今回の太陽光に関するものとはちょっと局面が違いますが、説明会に関する負荷の軽減と申しますか、適格事業者に対する優遇措置と同じような発想は、ほかの電源、例えば風力発電等を含めて、住民説明会の在り方そのものについて、何らかの形で見直す負担軽減措置ということを検討することがあってもよろしいのではないかと思います。

パネル増設時の一括積立ての負担をなくしていくという、施策②のところですが、こちらも非常に工夫されていてよろしいと思えます。

4点目の売却希望案件の情報の先行公開につきましてはですが、こういった先行公開に加えてと申しますか、先行公開は賛同いたしますが、それに加えて、やはり事業集約後に着実に地域共生を実現していく。そのためには、現所有者による定期報告の中で、住民説明会の詳細であるとか、地域トラブルの有無であるとか、そういったところは外部の事業者からは見えづらいといったところがあるかと思えますので、何らかの形で定期報告に織り込むといった試みもあってもよろしいのではないかと思います。

大橋委員から、全体としての採算性というご発言があったかと思えます。コストの問題などもございますので、場合によってはそういったところの手当、あるいは事業集約後に地域トラブルが顕在化した場合について何らかの補償をするための適格事業者による共同基金の設立ですとか、何らかの建付けを工夫することによって、全体としての採算性を整えてい

くことはあり得ると思います。粒々の案件を見れば採算性としてどうかという場合でも、事業者が参画するインセンティブに働くような工夫が求められるように思われました。

私からは以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次は、安藤委員、どうぞ。

○安藤委員

安藤です。よろしくお願いします。

既に多くの委員の先生方から上場企業なら大丈夫なのかとか、先行公開にどのくらい意味があるのかなど、私も疑問に思ったことをいろいろ指摘していただいたので、そこは繰り返す必要はないかと思っています。

私も、これも既にご意見があったことと少し被っていますが、まず全体的に、事業者の意見をどのくらい聞いているのかということが気にはなっています。どのような仕組みであれば認定を希望するのかということも、もう少し詰める必要があるのではないかと。

あとは24ページで、5万kW以上などの実績を求めているわけですが、実績に加えて集約をこれから進める計画など、これからの動きについて何か条件を課せないかというのが気になりました。

そもそも23ページにある数十者というのは、具体的な企業からヒアリングをしてというものではなく、大体の相場観だとは思いますが、どのような事業者に集約の主体になってほしいのかということをもっと考えたほうがいいのかと思っています。

特に、この①～④までどういうメリットがあるかという話もあったんですが、小規模のものを集約してほしいという観点からは、やはりメンテナンスのコストなどを考えると、近隣のものを、地理的に連続したものをまとめて入手することに規模のメリットがあるかと思っています。

例えば維持が難しくなった小規模のものについては、地理的に近接した認定されたこの事業者が、優先的に購入できるといったような何らかの経済効率性を考えた上で、こういう仕組みがあったら、全体的にコスト削減、そして長期稼働に資するのではないかとといった視点から、この仕組みをさらに検討できるかと感じました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次は、秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

はい、ありがとうございました。

私は、全体として事務局の提案について賛成です。

それで、やっぱりいろいろトレードオフがあると思いますので、認定要件を厳しくしていけば入ってこなくなってしまうということもありますし、インセンティブをどうつけるかというところとのトレードオフで、なかなか難しいところはあると思うんですけど、あまりに制度を複雑にし過ぎると、またこれも課題が大きくなってしまいますので、そういう意味で、何となく今事務局のご提案は、バランスを取ったところを取りあえずご提示いただいているのかなという認識を持っています。

もちろん細かいところでどうなのかと思うところもないわけではないんですけど、強い代替を持つほどではなかったというのが正直なところですよ。

やはり、効率的なものを集約していく一方で、効率的というか、程々効率的なものを集約するということが重要だと思いますし、他方で、程々のレベルも、あまり非効率なものをあえて残していく必要もないかなというふうに思いますので、そこもさじ加減という感じはしていますので、ちょっとなかなか切れのいいお話はできないんですけど、そういう意味からも、これでやっていくところが基本的に、もちろんいろいろな委員の意見がございましたので、考慮すべきところは考慮していただけたらと思いましたが、基本的には、私は今回の事務局案に大きな不満はないですし、まずはこちらで進めてみるというのは必要かなというふうに思いました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。

委員の方の発言ご希望は以上というふうに了解していますが、よろしいですか。

それでは、太陽光発電協会の増川オブザーバー、どうぞ。

○増川オブザーバー

はい、ありがとうございます。太陽光発電協会の増川でございます。

私からは、コメントが2点ございます。

1点目は、長期安定稼働と事業集約の推進策の一つとして、長期安定適格太陽光発電事業者を認定する制度を、今回創設することにつきましては賛同いたします。

次に、今回ご提示いただきました適格事業者の認定要件について、21 ページに記載いただいたとおり、厳格なガバナンス体制を求めて、例えばここで上場企業であること、それから23 ページに、事業規模の閾値として5万kW以上が提示されております。これらの要件を満たす大手事業者になると思いますが、大規模な太陽光の集約と長期安定稼働の担い手としては期待されると考えられます。

一方、大手事業者が集約し切れない事業であっても、地域に根差した中小の事業者が地域内、あるいは近隣する地域と連携することで、集約が可能となるような場合もあり得るのではないかと考えています。特に、60 万件を超えるような小規模太陽光の長期安定稼働と事業集約は大変困難で大きな課題であります。これは、大手事業者だけでは、解決は困難であると考えております。

以上より、今後の制度の運用に当たりましては、小規模太陽光の事業集約、長期安定稼働の担い手として期待される地域に根差した地域主体と申しますか、こういった中小の事業者についても、適格事業者の認定が受けられるようご検討いただければ幸いです。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、電気事業連合会の堀井オブザーバー代理ですね、どうぞご発言ください。

○堀井オブザーバー代理

はい、ありがとうございます。電気事業連合会の堀井でございます。

今回、国民負担の下に導入されました事業用太陽光が 2032 年度以降、大量に調達期間／交付期間が終了していくという中で、家庭用も含めたこれらの事業が今後も長期安定的に継続されることを目指して、関連する事業者などが事業集約化を進めるということは非常に重要なことであると考えております。

その上で、今回の長期安定適格太陽光発電事業者に係る制度について、この制度の活用のは是非につきましては、事業者の再エネ戦略によるところでありまして、電気事業連合会として個別具体的に申し上げることはできませんが、この経年劣化した電源を集約して、各事業者の創意工夫の下でビジネスとして成立させていくためには、総じて相応の事業者負担というのは予想されますことから、資料の 19 ページの※のところにも記載いただいておりますとおり、認定要件や支援策については、制度の活用状況、事業集約の進展状況等を踏まえ、制度開始後においても、必要に応じて見直しを検討すると記載いただいておりますとおり、やはり長期安定電源化に向けまして、適宜適切な制度設計をご検討いただければと思います。

それから、岡本オブザーバーから提出のございました参考資料 1 の中で、ヒートポンプなどの需要創出など、需要サイドの取組の重要性についてご指摘がございましたが、こちらにつきましても、ぜひ引き続きご検討いただければと思います。

私からは以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

これで、ご発言ご希望の方は全てご発言いただいたというふうに理解しております。よろしいですか。

それでは、いろいろとご指摘、ご意見、ご質問もありましたので、事務局からご回答、コメントをお願いしたいと思います。

○日暮新エネルギー課長

はい、事務局でございます。

委員各位の皆様から様々ご意見、ご質問と両方いただきました。ご意見も踏まえて検討したいと考えております。

一番多かった意見は、適格事業者の対象に係るところですね。一つは上場企業、一つは地域というところだったと思います。

上場企業というところですね。上場企業だったら大丈夫なのかとか、これは事務局の中でも相当議論しながら今回お示ししているものですが、恐らくいただいたご意見を何か付加していったときにもガバナンスには終わりがないので、これであったからガバナンスは全く問題ないとかということ、ガバナンスについての完全な姿ということを定義し切ることもなかなか難しいのではないかと思います。今回、他方でこのガバナンスの体制については、一定の上場審査ということを得て、一定の第三者性を持って確認ができる客観的な基準として、一つは上場という基準を提起させていただき、地域については、自治体からの出資という条件を適用させていただいております。

具体的に、機械的に計算をしますと50者程度ということですが、我々も今回ご提案をするに際して、様々なユーティリティの関係の企業さんとか、不動産関係の皆様とか、インフラ関係の皆様とか、広く太陽光発電事業を行いながら事業集約についても事業の方針として考え得る方々とも意見交換をさせていただいておりますし、以前の審議会の中でも話題となっておりますような、地域の方々とも日常的に意見交換をしております。

前提として、事業集約を行うことの重要性というのは、資料にも記載しましたとおり、地域に根差した事業の皆様自身が行っていただいて、再エネ発電事業の長期安定的な事業実施を行っていくということの重要性は何ら変わりがないということでもあります。地域に根差した比較的規模の小さな事業者の皆様は、既に運転している一定規模以上の太陽光発電を集約するという事業形態よりも、地域と対話しつつ、実情を丁寧に拾い上げながら、一つ一つきめ細やかに事業蘇生を行う形態が比較的多いのではないかと考えております。

今回の施策として、主として太陽光発電事業の集約を促進するものである中で、地域の事業者の皆様的重要性は全く変わりはないんですが、今後、実際のこうした方々のニーズも踏まえながら、必要なフォローアップをしたいと考えておりますし、冒頭申し上げましたとおり、この制度自身、定期的に検討・フォローアップしながら、また見直しも考えていくということとしたいと考えております。

また、今回提起させていただいた5万kWという水準は、長山委員のご質問の中でありましたけど、基本的には、これはアセットをストックとして持つということを一定の基準としたいと考えております。FIT/FIP案件であれば、2017年度以降というものに限定する点をご説明いたしましたけれども、比較的、競争的な環境で導入されたものに限定しているということで、実はこの5万kWというのは、ハードルとして相応の水準をここではかけております。

引き続き、この水準自身、これがふさわしいのかどうかというのは継続的な検証もしていきたいと思っておりますけれども、長期安定的な電源を担う主体として、競争的な環境、あとはFIT/FIPによらない電源というものを一定規模以上持っているということで、この適格事業者の事業としての質なども担保していきたいと考えております。

あと先行公開についても、メリットとか、様々ご意見、ご提案をいただきました。先行公開自身は、先に情報に触れることを通じて、先行的な交渉ができることが一つのメリットでありまして、この適格事業者に一定の電源を集約していくことを、一定の促進をする施策であります。もちろんこれ自身は、適格事業者との契約を義務づけるものでも全くありませんし、あくまで先行的な交渉ということであります。

大橋委員からありましたとおり、市場メカニズムとか、全体最適が確保されるようにとか、高村委員からありました地域の集約を志している事業者の芽をつむことがないようにとか、桑原委員ほか、これが有効的に機能するような情報の内容はよく検討すべしというご意見をいただきました。いずれも踏まえながら、具体的な設計、具体化を進めていきたいと考えております。

江崎委員から、サイバーセキュリティの対策が重要というのはそのとおりだと思いますし、この2時間ルールとの関係で、小野委員、江崎委員から、デジタル技術を活用してスマート保安全体をよく見直していくべきだというご指摘もいただいております。いただいた意見について、保安上支障がないという点を確認しながら、担当部局とも、必要な検討を行っていききたいと考えております。

今の2時間ルールは、事故発生時に早急に現場に技術者が到達するというを目的としておりますので、遠隔システムの存在により、直ちに2時間の保安上の必要性がなくなるものではないというのが現在の整理になっておりますけれども、引き続きご指摘を踏まえながら、技術の動向をよく踏まえながら、検討を続けていきたいと考えております。

時間軸について、五十嵐委員からご指摘いただきました。FITの買取期間が終了する2032年以降、大量にFITの買取期間が終了していきませんが、事業集約自身は、その終了間際というよりも、それよりも前倒した形で始めていくことが重要だというふうに考えております。

事業集約直前になりますと、放置であったり、管理状態が悪化しているものが増加していくことも考えられますので、できるだけ早いタイミングで、再エネ事業として適切な点検とかということがなかなか行き届かないというものがあれば、長期発電ができる事業主体に

集約をさせながら適切な点検、メンテナンスなどを通じて太陽光発電事業を健全な形で、長期に続けていけるという形を促していきたいと考えております。

その他のご質問、ご意見をいただいておりますが、いずれも踏まえてよく検討していきたいと考えております。

あと、1点、ガバナンスの中で、もっと上場企業だけではなくてほかの要件もというご意見とともに、関係法令遵守のところ、認定の取消しだけではなくて、交付金の一時停止も含めてはどうかというご意見をいただきました。

交付金の一時停止自身は、違反が明らかな状態ということが確知されながら、早期違反解消のために実施をしていくというものでありますけれども、取消しとは性質が異なるということでもありますし、実際に措置しているものは、関係法令の違反について、最終的には確定がしていないというものになっております。ただ、全体として、このガバナンスとか、関係法令について、もう少し厳格に見ていくべきではないのかというご指摘を本日いただいたと承知しておりますので、事務局としていただいた意見を踏まえながら、最終的な要件設定をしていきたいと考えております。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

ということで、この長期安定電源化の制度自体、皆さん、これに反対という人はほとんどいなかったというふうに思っています。いろんな点で、これに気をつけてくれとか、この点はどうなっているんだというようなご指摘だったかと思います。その意味では、今、課長からお話があったような形で対応していくのかなというふうに思います。

それから、基本的に今日これで議論して、例のさっきの時間軸の話があって、やっぱりもう比較的そんな悠長な話ではなくて、これを先行してやっていくのが大事なと私自身は思っていますし、そういうようなご回答だったと思うので、来年の4月ぐらいをめどに制度をスタートさせるということで、それに向けて今のご指摘を踏まえて、やはり準備をしていただくことでよいのかなというふうに思っています。

それから、特に地域に根差した事業者ということについて、一部の委員からかなり指摘がございました。この辺は、私個人的にも非常に重要だと思っておりますので、その辺に配慮していただいて、お願いできればというふうに思っております。

それから、フォローアップをしていろいろ対応していくのが大事だというご意見もありましたし、この制度はやっぱりいろんなケースが出てくると思うので、そういうことも頭に入れて、先ほど資料にもあったように見直していくということも含めて、進めていただければというふうに思います。

私としては、そういう結論でよいと思いますけど、よろしゅうございますかね。

はい、ありがとうございます。

それでは、以上のような形でお進めいただければというふうに思っています。

3. 閉会

○山内委員長

特段のご発言がなければ、本日の議題は終了としたいと思いますけれども、次回の開催を事務局からお願いします。

○日暮新エネルギー課長

はい、事務局です。

次回委員会は、日程が決まり次第、当省ホームページでお知らせいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会は、これで閉会といたします。

どうもご協力をいただきましてありがとうございました。